

# 江戸川区 障害者移動支援事業 ガイドライン

令和5年4月版

## 問合せ先

### 支給決定、支援内容に関すること

福祉部障害者福祉課 身体障害者相談係	TEL 03-5662-0052
福祉部障害者福祉課 愛の手帳相談係	TEL 03-5662-0053
健康部保健予防課 精神保健係	TEL 03-5661-2465

### 協定、費用請求に関すること

福祉部障害者福祉課 庶務係	TEL 03-5662-0054
---------------	------------------

### 事業の運営基準に関すること

福祉部障害者福祉課 事業者支援係	TEL 03-5662-0712
------------------	------------------

## 1 事業の目的

屋外での移動が困難な障害者(児)について、余暇活動等の社会参加及び社会生活を営むうえで必要な外出をする場合に適切な支援を行い、もって障害者の地域における自立した生活及び社会参加を促すことを目的とする。

## 2 対象者

下記基準のいずれかに該当する方であって、江戸川区に利用申請をして江戸川区が必要であると認めた方(支給決定を受けた方)が、受給者証に記載された承認期間内において利用することができます。

表1 身体介護ありの対象基準

障害種別	対象要件
身体障害者(児)	<成人(18歳以上)> <ul style="list-style-type: none"><li>福祉用具を利用しても外出が困難な、下肢1～2級若しくは体幹機能障害1～2級の方</li><li>これと同等のサービスが必要であると江戸川区が認めた方</li></ul> <児童> <ul style="list-style-type: none"><li>成人と同じ</li></ul>
知的障害者(児)	<成人(18歳以上)> <ul style="list-style-type: none"><li>愛の手帳1～2度で、希望する方</li><li>愛の手帳3～4度で、排せつ介助等身体への介助が必要な方</li><li>愛の手帳3～4度で、行動障害(強いこだわり、突発的な行動、多動)のある方</li><li>状況を勘案して必要であると江戸川区が認めた方</li></ul> <児童> <ul style="list-style-type: none"><li>排せつ介助等身体への介助が必要な方</li><li>行動障害(強いこだわり、突発的な行動、多動)のある方</li><li>状況を勘案して必要であると江戸川区が認めた方</li></ul>
精神障害者(児)	<成人(18歳以上)> 外出を行うには困難な方( )で、下記のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"><li>精神障害者保健福祉手帳所持者</li><li>精神障害を事由とする年金を受給している方</li><li>精神障害を事由とする特別障害者給付金を受給している方</li><li>自立支援医療の受給者証を持っている方</li><li>医師の診断書がある方(原則主治医が記載し、ICD-10コードを記</li></ul>

精神障害者(児)	<p>載するなど、精神障害者であることが確認できる内容であること。)</p> <p>「外出を行うには困難な方」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排せつについて直接的な援助が必要な方</li> <li>・行動障害や精神・神経症状のため、外出に際し直接的援助を必要とする方</li> </ul> <p>&lt; 児童 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害児と同じ</li> </ul>
----------	---

表2 身体介護なしの基準

障害種別	対象要件
身体障害者(児)	支給なし
知的障害者(児)	<p>&lt; 成人 ( 18 歳以上 ) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身辺が自立し、助言・声掛けのみで安全に外出ができる方</li> <li>・排せつ介助等身体への介助が必要ない方</li> </ul> <p>&lt; 児童 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的援助(排せつ介助、身体への介助、身体を支える介助など)の必要はないが、安全確保のため付き添い・助言が必要な方</li> </ul>
精神障害者(児)	<p>&lt; 成人 ( 18 歳以上 ) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的援助(排せつ介助、身体への介助、身体を支える介助など)の必要はないが、安全確保のため付き添い・助言が必要な方</li> </ul> <p>&lt; 児童 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害児と同じ</li> </ul>

(注1) 表1、表2に該当する方のうち、以下に該当する場合は、原則支給をしません。

「施設入所支援」の支給決定を受けている方

「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」の支給決定を受けている方

小学生未満の児童

なお支給決定を受けていても、医療機関に入院中の方は原則ご利用になれません。

以上の基準のほか、区長が特に必要と認めた者に支給決定を行うことがあります。

### 3 支給量の基準

成人：3.5時間

児童：2.5時間

## 4 実施方法

移動支援の実施形態は、「個別支援型」のマンツーマン（1人の利用者に対して1人（支給決定によっては2人）のヘルパーが対応）での支援に限る。

江戸川区では、「グループ支援型」「車両移送型」は行っていない。

## 5 支援内容

協定締結事業者（以下「事業者」という。）は、江戸川区が支給決定した利用者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が次に掲げる理由により外出する場合に、当該利用者の移動に常時介助ができる状態で付き添い、必要な移動の介助及び外出にともなって必要となる介助を行う。

### （1）移動支援の対象となる外出理由

ア、社会通念上必要不可欠な外出

官公署や金融機関での手続き、相談  
選挙の投票

医療機関への突発的な受診（定期的な通院は不可）

イ、社会参加のための日常生活上の外出（余暇活動を含む）

食事、買物、散髪、レジャー、レクリエーション、映画等の鑑賞  
旅行

冠婚葬祭

スポーツのための送迎、散歩

習い事、音楽教室、放課後サークル等の為の送迎。原則、活動中を除く  
すすくすくスクール。必要に応じて、すすくすくスクールでの活動中を含む。

行政や団体等の行事、イベント

（障害福祉サービス・障害児通所支援事業等の支援時間は除く）

ウ 通所・通学。ただし、通所・通学の手段が他にない場合であって、単独で通所・通学することが困難であるときに限る。

### （2）移動の手段

支援における移動の手段は、徒歩、公共交通機関、タクシー、ハンディキャブ等を利用することとし、ヘルパー自らが運転する車両は原則として除く。

### （3）支援の内容

外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、排せつ介助、手荷物の準備等）

移動に伴う支援（交通機関の利用補助等）

外出中のコミュニケーションの支援（代読、代筆等）

外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、服薬準備と確認等）

外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

#### (4) 移動支援の対象とならない外出や支援内容の例

移動支援として認められる外出の範囲や支援内容については、社会通念上公的サービスの対象として適当であるか否か、移動支援の目的である「障害者(児)にかかる社会生活上必要不可欠な外出及び日常生活上の外出に対する支援」に合致するものであるか、という観点から判断しています。

支援は利用者のためのものであり、単に保護者のレスパイトを目的とした支援は対象とはなりません。

なお(移動中) 目的地において、排泄・更衣・食事介助、危険回避のための付き添いその他必要な支援、チケットの購入等の支援の必要がなく、単なる待ち時間となる場合も対象となりません。(突発的な通院介助の際の、単なる待ち時間、別室での待機、単なる見守り等で、具体的な支援を行う必要がないときも同様です。)

通勤・営業等の経済活動。

特定の団体等の勧誘及び利益の誘導を行う行為。

公序良俗に反する外出。

介助ができる家族が同行する外出(家族とは三親等以内の者をさす。)

通所について、当該施設・事業所が送迎を行っている場合。(原則として当該施設・事業所による送迎を利用すること。ただし、自宅～送迎車の停留場所間の送迎は可。)

学校内、及び通所施設のサービス利用時間。(目的地への送迎は可)

ヘルパーが他の業務を兼ね、利用者の支援を中心に行わない場合。

外出の主たる目的地を移動支援事業所等として「預かり行為」を行う場合。

本人を介助すべきヘルパーが運転する利用者宅の自家用車や事業者もしくはヘルパー所有の車両での移動。

ヘルパー1人で複数の障害者を同時に支援すること。

買い物や手続きを本人が出向くことなく代行すること。

同居する家族への支援。

この他Q & Aも参照した上で、なお判断に迷うものは事前に各相談係へご相談ください。

## 6 事業実施の流れ

事業者は区と協定を結ぶ。(サービス提供の開始は、協定締結日以降。)



利用者が申し込む。

事業者は受給者証を確認し、支給量の範囲内で利用契約を交わす(紙書類で契約)。  
事業者は受給者証に記入し、契約内容報告書(20号)を区に提出する。



事業者は、利用者のニーズ(利用目的と目標)留意事項を聞きとる(「アセスメントシート」の活用)。

事業者はアセスメントシートを基に「移動支援計画書」(実施時間帯、実施内容、手順と留意事項など)を作成、利用者に説明して確認を受け、利用者に交付する。



原則

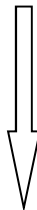
利用者は「サービス申込表」(支援希望の日時)を事業者に提出する。  
事業者は「サービス予定表」(担当ヘルパー名入る)を利用者に提出する。

例外

事業者は、利用者から「サービス予定表」について変更の依頼を受けたときは、「サービス予定表」に変更内容と変更受付日を追記し、利用者からの変更通知を保存する。



<移動支援サービスの提供を実施>



一定の期間が過ぎたら、支援計画の見直しを行う。  
(「モニタリングシート」の活用)

事業者はサービス提供の都度、「実施記録」を作成し、利用者の確認を受ける。

事業者は実施記録を基に「サービス提供実績記録票」を作成し、利用者の確認を受ける。



事業者はサービス提供実績記録票から「請求明細書」を作成し、区に請求する。  
(区が受け取るのは、「請求書」「請求明細書」「サービス提供実績記録票の写し」)。  
区は請求書類一式を審査し、請求のあった月の翌月末までに事業者に費用を支払う。)



事業者は利用者負担分を徴収し、領収証を発行する。

事業者は法定代理受領の通知を発行する。



事業者は作成した上記の各書類を会計年度終了後 **5年間**保存する。

書類を保管方法

\_\_\_\_\_...利用者ごと一式を揃えて保管。

-----...利用者ごとに束ねて保存。

-----...月ごとに束ねて保存。

## 7 遵守事項

江戸川区では、障害者総合支援法に規定された移動支援事業について、都道府県知事の指定を受けた障害福祉サービス事業者等であって、区長が事業を適切に運営できると認めるものと協定を結び、事業者が移動支援サービスを提供しています。

事業者は、以下のことを遵守して、適切に事業を行わなければなりません。

江戸川区障害者移動支援事業実施要綱

協定書

江戸川区障害者移動支援事業ガイドライン（この冊子のこと）

○単価表（HP 掲載）

このほか江戸川区による指導及び指示

江戸川区とそれ以外の区市町村とでは、ルールが異なることがあります。

## 8 検査

江戸川区は必要があると認めるときは、事業者に対し、報告や文書の提出を求めたり、事業所において検査を行います。

支援内容が適切でないと江戸川区が判断したときは、費用を返還していただきます。

支援内容が不適切であることが発覚し、事業所が費用の返還を行った事例があります。従業者に対し、適切な支援を行うよう指導してください。

判断に迷う案件は、事前に江戸川区の各相談係に問い合わせてください。

関係書類は、会計年度終了後5年間保存してください。

関係書類は費用請求の根拠であり、事業を適切に実施していることを証明するものです。江戸川区から閲覧等を求められたときは、提示しなければなりません。

書類が保存されていない場合、費用の返還を求めることがあります。

協定の解除等を行うことがあります。

検査の結果、不正若しくは虚偽が発覚した場合、又は江戸川区からの指摘や指示があつたにもかかわらず改善がみられない場合、江戸川区は、年度の途中で協定を解除することや、次年度以降協定を結ばない措置を取ることがあります。

## 9 他サービスと移動支援の違い

訪問介護等の介護保険サービス、居宅介護等の障害福祉サービスと移動支援事業を区別し、それぞれのルールに従ったサービス提供を行ってください。

参考 居宅介護と移動支援の相違点

	居宅介護	移動支援
根拠法令等	障害福祉サービス (障害者総合支援法)	地域生活支援事業 (各自治体の定めによる)
受給者証	みどり色	ピンク色
サービスの概要	<u>居宅内</u> における身体介護、家事援助、通院等介助。通院等介助のみ外出可。	外出の支援
支給決定	江戸川区	江戸川区
法令解釈	厚生労働省、東京都、江戸川区	江戸川区
請求先	東京都国保連合会(伝送請求)	江戸川区(紙による請求)
検査	東京都と江戸川区が実施 都(福祉保健局指導監査部) 区(障害者福祉課事業者支援係)	江戸川区が実施



## 【江戸川区障害者移動支援事業従事者の資格要件】

資格種別	障害種別(児を含む)				
	身体	知的 介護あり	知的 介護なし	精神 介護あり	精神 介護なし
介護福祉士					
実務研修	○	○	○	○	○
居宅介護職員初任者研修					
介護職員初任者研修					
障害者居宅介護従業者基礎研修	30%減算	30%減算	10%減算	30%減算	10%減算
みなし証明者(注1)	30%減算	30%減算	10%減算	×	×
重度訪問介護従事者養成研修(注2) 基礎課程	重度訪問 介護の 単価	重度訪問 介護の 単価	10%減算	重度訪問 介護の 単価	10%減算
重度訪問介護従事者養成研修追加課程	重度訪問 介護の 単価	重度訪問 介護の 単価	10%減算	重度訪問 介護の 単価	10%減算
重度訪問介護従事者養成研修総合課程	重度訪問 介護の 単価	重度訪問 介護の 単価	10%減算	重度訪問 介護の 単価	10%減算
重度訪問介護従事者養成研修 行動障害支援課程	重度訪問 介護の 単価	重度訪問 介護の 単価	重度訪問 介護の 単価	重度訪問 介護の 単価	重度訪問 介護の 単価
全身性障害者移動支援従業者養成研修(注3)		×	×	×	×
知的障害者移動支援従業者養成研修(注3)	×			×	×
生活援助従事者研修	×	×		×	
居宅介護従業者養成研修(1～2級)					
居宅介護従業者養成研修(3級)	×	30%減算	10%減算	×	×
訪問介護員養成研修(1～2級)					
訪問介護員養成研修(3級)	×	30%減算	10%減算	×	×
介護職員基礎研修					
行動援護従事者養成研修(注4)	×			○	○

(注1)「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサ・ビス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有する者のこと。

(注2)平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。

(注3)平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修過程を修了した者を含む。

(注4)平成18年9月30日までの間に全身性障害者外出介護養成研修及び知的障害者外出介護研修課程修了者が支援する場合は、身体介護を伴う場合30%減、身体介護を伴わない場合10%減。

(注5)難病患者等については、身体障害者(児)の要件を適用する。

# 江戸川区障害者移動支援事業 Q & A

## Q 1 通所・通学

通所・通学の送迎は、移動支援として利用することは可能ですか。

A 当該施設・事業所や学校が送迎を実施している場合は、その送迎を利用することを原則とします。ただし、通所・通学の手段がほかがない場合であって、単独で通所・通学することが困難で、家族の支援が得られない場合に限っては利用できます。なお、通所・通学の支援については、以下のように対応が異なります。居宅介護との関係に注意してください

( 1 ) 自宅内で外出準備を介助し、その後自宅の前で停まる送迎バスへ乗降介助した場合。

居宅介護(身体介護)は自宅内での支援が原則ですが、自宅のすぐ前の公道にバスが停車する場合は居宅介護として取り扱って差し支えありません。

( 2 ) しばらく先の送迎バス停留所まで徒歩での移動を介助し、バスが来たところで乗降介助した場合。

自宅から離れて移動しているため、自宅からの出発以降については居宅介護(身体介護)として算定することができません。

( 外出準備から自宅出発を経てバスの乗降介助までで 15 分以上を要するときは移動支援での算定が可能。 )

## Q 2 施設や学校の行事

本人が通所・通学する施設や学校の行事に参加するときに、移動支援を利用して送迎又は行事の付添いをすることは可能ですか。

A 施設や学校の行事は、施設入所支援や学校教育の一環であり、監督責任は主催である施設や学校にあることから、施設や学校で対応すべきものであるため、移動支援の対象ではありません。

## Q 3 習い事や放課後サークル

習い事や放課後サークル等のための送迎は、算定することは可能ですか。

A 習い事、スイミングスクール、ピアノ、音楽教室、放課後サークル等のための移動は、原則、送迎のみ算定することができます。習い事、スイミングスクール、ピアノ、音楽教室、放課後サークル等の活動中については、必要な支援がある場合に限り算定することが可能で、単なる待ち時間は算定できません。個別の事例については、利用者の状況により異なるので、各相談係にお問い合わせください。

#### Q4 すくすくスクール

すくすくスクールへの送迎、すくすくスクール活動中は、移動支援の算定が可能ですか。

- A 余暇活動等社会参加のための外出として、すくすくスクールを利用する場合、送迎及びすくすくスクール利用時も算定可能です。ただし、単なる見守りや待機の時間は算定できません。

#### Q5 事業者等が主催する行事

事業者が主催（発案・企画）する集団旅行・遠足等のレクリエーション活動で、移動支援を利用することは可能ですか。

- A 開催時間において、あくまで対象利用者の移動支援の提供を行う場合は認められます。ヘルパーが行事の業務を兼ねる場合は認められません。  
なお、運営法人が日中活動系サービスも運営する場合の行事であって、日中活動系サービスが介護給付等を請求する場合、当該事業所において対応すべきものであるため、移動支援の提供自体が認められません。

#### Q6 移動支援事業所を目的地とした外出

外出の目的地が移動支援事業所である場合に、移動支援を利用することは可能ですか。

- A 外出の目的地を移動支援事業所とし、その事業所の活動に参加することやそこで過ごすことは、移動支援として算定できません。ただし、他に方法がなく、やむを得ず排泄のために立ち寄ったなどの場合は、立ち寄った理由をサービス実施記録に明記しておく必要があります。  
なお、生活介護事業等の見学や、相談支援事業を利用するための訪問は可能です。

#### Q7 事業所等の車やヘルパーの車の利用

事業者等の車を使って、移動支援を算定することはできますか。

- A 道路運送法上の許可又は登録が必要です。ヘルパー自らが運転する場合でも、「ヘルパーは利用者に付き添い、車の運転は別の者が行う場合」でも同様です。  
ヘルパーが運転する場合、運転中は算定できません（Q7 - 2 参照）。

## Q7-2 ヘルパー自らが運転する車の利用

ヘルパーが運転する車を使って、移動支援を実施することはできますか。

A 移動時の交通機関は、公共交通機関、タクシー、ハンディキャブ等を利用することが原則です。ヘルパー自らが運転する車を移動支援の移動手段とすることができるのは、以下の条件のいずれにも該当する場合のみです。

- (1) 道路運送法上の許可・登録（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）がある。
- (2) 利用者が、車の乗車中については常時の介助を必要としない。  
(算定の仕方は下記を参照してください。)

< 道路運送法上の許可を受けている場合の例 >

[ 9:00～12:00 までの支援の場合 ]

9:00～9:30	外出のための準備及び車両への乗車介助
9:30～10:00	運転中（*算定対象外）
10:00～11:00	降車介助・目的地での介助、乗車介助
11:00～11:30	運転中（*算定対象外）
11:30～12:00	降車介助及び更衣等介助

移動支援における支援内容は、移動の介助を「常時介助ができる状態で付き添って」行うものとしているため、車での移送中は算定対象外となります。

したがって、運転中の1時間を除いて、2時間を算定することになります。

## Q8 家族が運転する車での移動

利用者の家族が運転する車に乗り、ヘルパーは後部座席において利用者につき添って介助していた場合、移動支援を算定することはできますか。

- A 家族の運転する車に乗る場合、ヘルパーが利用者に対して「常時介助ができる状態で付き添う」必要がある場合は、算定できます。  
ただし、「常時介助ができる状態で付き添う」必要がない場合は、算定できません。

## Q9 目的地で待ち合わせてからの利用開始

家族が目的地まで送迎し、ヘルパーが目的地でのみの移動支援の算定は可能ですか。

- A 目的地での移動支援事業が必要な場合、現地でヘルパーと待ち合わせて、目的地での活動中における移動支援を行うことは可能です。  
ただし、目的地で移動の介助が必要なく、支援内容が単に見守る行為のみである場合は、算定できません。また、いわゆる「預かり行為」と考えられる場合についても、算定できません。

#### Q10 支援中のヘルパーの交通費等

支援中のヘルパーの交通費等について、利用者に請求できますか。

- A 利用者宅から外出に係るヘルパーの交通費、チケット代、入場料等については、利用者がヘルパーの分を負担します。契約書別紙等であらかじめ規定し、契約に際して説明を行い、同意を得ておく必要があります。

#### Q11 ヘルパー派遣に要する交通費

目的地のみの利用の場合、待ち合わせ場所までの交通費や利用者を送った後、ヘルパーが利用者宅に戻る場合の交通費について、利用者に請求できますか。

- A 事業所が定める実施区域内の場合は、別途交通費を徴収することはできません。事業所が定める実施区域以外の場合は、あらかじめ利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合に限り徴収することが可能です。

#### Q12 ヘルパーと一緒に食事する場合

外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合、食事費用は、利用者に請求できますか。

- A 食事費用は、その金額が常識的範囲内であれば、ヘルパー自身の分はヘルパーが負担します。ただし、高価な食事に同席しヘルパーと一緒に食べることを、利用者が希望した場合は、利用者に請求できます。事前に利用者と協議し、取り決めておく必要があります。

#### Q13 宿泊を伴う外出について

宿泊を伴う外出先での支援は算定できますか。

- A 目的地における、必要な支援も算定可能です。宿泊先での睡眠時間等、支援を要さない時間は当然含まれません。

#### Q14 一人のヘルパーが複数の利用者に同時に付き添うこと

一人のヘルパーが複数の利用者に同時に付き添い、移動支援で算定は可能ですか。

- A 江戸川区の移動支援では、一人の利用者に対し一人のヘルパーが支援を行います。(ただし、支給決定において、二人介護とある場合は二人のヘルパーで支援を行います。)

### Q15 ヘルパーが一人の利用者の他に同行者を連れて外出した場合

一人のヘルパーが、一人の利用者に加えて、さらに同行者として学齢の子供や介護の必要な障害者等を連れて外出する場合でも、移動支援の算定は可能ですか。

A ヘルパーは、利用者の支援に専念する必要があります。したがって、ヘルパーが利用者の他に学齢の子供や介護の必要な障害者を伴って外出する場合、移動支援の算定はできません。

ただし、ヘルパー以外で、その同行者を保護する立場の方がいる外出の場合であって、ヘルパーが利用者への支援に専念できる状況であれば算定可能です。

### Q16 待機時間の請求

送迎のみの利用で、目的地において出発まで待ち時間がある場合、移動支援の算定が可能ですか。

A 目的地において待ち時間が発生する場合、待ち時間分は算定ができません。

### Q17 スポーツ活動に付き添う場合

プール等での支援を行う場合は、移動支援の算定が可能ですか。

A スキー・スケート・水泳・ゴルフ・テニス・野球・サッカー等の球技、登山や自転車競技等危険を伴う活動の支援については、実施責任に関する事項について、安全確保義務と保険加入義務が課せられますので、事前に利用者やその保護者と協議し、個別事項は利用者と契約を交わしておくことが必要です。したがって、プールでの支援は、事前に利用者やその保護者と協議したうえ、着替え・排泄・危険回避のための必要な支援等を行った場合に算定できます。

また専門性を要する場合等、ヘルパーの業務を超えるものについては、利用できません。

### Q18 片道送迎をした場合

利用者宅から目的地への片道送迎をした後、利用者宅に置いた自転車を取りに戻る時間を算定してもいいですか。

A 利用者の支援をしている時間のみの算定できます。したがって、支援後に利用者宅へ戻る時間は、算定できません。

### Q19 事業所から利用者宅までの移動時間

事業所から利用者宅まで30分の移動時間がかかります。その後、利用者の支援を30分行っていきます。60分として算定してもいいですか。

A 利用者の支援をしている時間のみ算定できます。したがって、支援前の移動時間は算定できません。

上記のように請求し、返還となった事例がありますのでご注意ください。

### Q20 短期入所の送迎を行う場合

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 送迎する予定だった家族等が、体調不良等により送迎することができなくなった場合は、移動支援を利用できます。

### Q21 外出目的が通院である場合

居宅介護における通院等介助を支給決定されている場合でも、移動支援を利用して通院することは可能ですか。

A 通院の性質により次のように区分けされます。

#### (1) 突発的な通院

移動支援を利用して通院をすることができます。突発的な通院に備えてあらかじめ居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)を支給決定しておくことはありません。

#### (2) 定期的な通院

定期的な通院が必要な方には、居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)が支給決定されているか介護保険制度を利用することになります。

居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)の対象者や介護保険の対象者であるにもかかわらず、通院のために移動支援を利用できるのは、以下の場合に限られます。

ア 居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)や介護保険の申請中で、これらのサービスが利用できない場合。

イ 通院の往路又は帰路のいずれかにおいて、食事や買い物をしたり、映画を観る等の場合(往路又は帰路のみ移動支援となる)。

( 定期的な通院が必要で、居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)の対象者にもかかわらずその支給決定を受けていない場合は、利用者に対して支給申請を促してください。)

### Q 2 1 - 2 移動支援で通院する場合の病院内の介助

病院への送迎および病院内での介助が必要な場合、算定することは可能ですか。

- A 単なる待ち時間であれば算定できません（Q 1 6 に該当）。受付の介助、いつ呼び出されても介助できる状態の保持、診察時の付添い、診察が午前午後をまたぐ際の昼食の食事介助、会計の介助等、病院内での介助が必要な場合、計画に位置付けた上で算定することが可能です。

### Q 2 2 居宅介護のあと続けて移動支援を行う場合

居宅介護のあと、続けて移動支援を行うことはできますか。

- A 可能です。ただし、計画、サービス提供及び請求の各段階において居宅介護と移動支援を明確に区別するとともに、それぞれの記録を適正に作成してください。

### Q 2 3 外出の前後に行う居宅内での支援

外出の前後に行う利用者の居宅内での支援は、移動支援として算定できますか。

- A 居宅介護と連続して移動支援を行う場合は、居宅介護として算定してください。移動支援のみ行う場合には、外出に付随する必要な援助であれば移動支援の一部として算定することができます。

#### 【具体例】

外出の準備 : 健康チェック、整容、更衣介助、排泄準備、手荷物準備  
帰宅直後の対応 : 更衣介助、荷物整理、排泄介助、ご家族への報告

### Q 2 3 - 2 外出準備の支援を行ったが、外出できなかった場合

外出のための準備をしたが、突然に利用者の具合が悪くなり外出できなくなった場合は、移動支援の算定が可能ですか。

- A 外出のための着替え、準備、排泄、外出を促すための支援等の介助をした時間は、サービス実施記録に外出できなかった理由を明記した上で算定の対象となります。計画されていたとしても実際に支援を行わなかった時間については、算定ができません。



**Q 2 3 - 3 居宅内における「外出に付随する必要な支援」が長時間にわたる場合**

外出の前後に行う利用者の居宅内での支援について、外出準備や帰宅後対応に長時間かかることがあります。移動支援のみ行う契約になっているため、移動支援として算定してもいいですか。

A 急きょやむを得ず支援が必要となった場合、サービス実施記録に理由を明記した上で算定することが可能です。

もっとも、居宅内での支援が移動支援の最低算定時間を超えるような状況が繰り返される場合には、居宅介護としての支援への切り替えを検討するなど、支援計画の見直しを行う必要があります。

ガイドライン記載内容をよくご確認ください。そのうえで判断に迷う事例がある場合は、事前に各係へご相談ください。